

主税局都民の声窓口に寄せられた都民の声(令和3年12月分)

◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	4	4	5	4	1,317	2	1,336

※上記区分の定義

提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

◆寄せられた都民の声と都の対応事例(令和3年12月分)

▶(都民の声)固定資産税(償却資産)がどのようなものに課税されるのか教えてほしい。

(回答)償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用の資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものです。例えば、会社や個人で事業を行っている方が事業用に取得した構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

詳しくは以下のURLをご覧ください。

トップページ <税金の種類> <固定資産税(償却資産)>
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/shokyak_sis.html#gaiyo_03

▶(都民の声)滞納処分を受けたことのないことの証明とはどのような証明ですか。

(回答)都税について滞納処分を受けた者でないことを証明する書類です。窓口、郵送または電子申請にてご申請ください。

なお、「滞納(未納)がないことの証明」ではありません。東京都では「滞納(未納)がないことの証明」は発行しておりませんので、必要な税目や年度をご確認いただき、納税証明(一般用)をご申請ください。

詳しくは以下のURLをご覧ください。

トップページ <シーンから調べる> <証明書が必要なとき>
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/scene/index01.html#t0>